

船舶インシデント調査報告書

平成30年11月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年7月26日 01時05分ごろ
発生場所	北海道 <small>しやこたん かむい</small> 積丹町神威岬西北西方沖 神威岬灯台から真方位290° 8.7海里付近 (概位 北緯43° 23.0′ 東経140° 09.6′)
インシデントの概要	漁船第七十八 <small>ぼうらい</small> 寶来丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年7月30日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第七十八寶来丸、19.61トン HK2-22665、個人所有 第212-7050号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約4～5m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、神威岬西北西方沖において、主機を中立運転として操業中、主機の冷却清水高温度警報が発せられた。</p> <p>船長は、主機の冷却清水を冷却する冷却海水が船外に排出されていたので、主機の運転を続けた。</p> <p>船長は、再び冷却清水温度が上昇し始めたので、操業を中止して北海道<small>いわない</small>岩内町岩内港への帰途につき、主機を微速力前進として航行したが、主機の冷却清水高温度警報が発せられ、主機に異常が生じたと思って運転を停止し、118番通報を行った。</p> <p>船長は、機関室に入って主機を点検したところ、主機の冷却清水ポンプ（以下「本件ポンプ」という。）を駆動するVベルトが切断していることを認めたが、予備のVベルトと交換できなかった。</p> <p>本船は、海上保安庁の巡視船にえい航された後、漁業協同組合の所属船にえい航が引き継がれ、帰港した。</p> <p>船長は、本船を約2年前に中古で購入したが、本件ポンプのVベルトがいつ交換されていたのか知らず、また、本船を所有してからVベルトを交換していなかった。</p> <p>船長は、本件ポンプのVベルトが劣化していたのではないのかと本</p>

	インシデント後に思った。
分析	本船は、本件ポンプのVベルトが切断したことから、主機へ冷却清水の供給ができなくなって冷却清水温度が上昇し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、本件ポンプのVベルトが切断したため、主機へ冷却清水の供給ができなくなって冷却清水温度が上昇し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Vベルトは、運転時間を考慮して定期的に交換し、交換時期が不明な場合には念入りに点検すること。 ・ 主機の運転状態の異常警報が発せられた場合、関連する機器の点検を行い、故障の発生を防止することが望ましい。